

令和6年

第2回 農業委員会総会（月例会）議案

令和6年2月7日

前橋市農業委員会

- ・開会日時 令和6年2月7日午後2時00分
- ・閉会日時 令和6年2月7日午後2時45分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（22人）

1番 石村 利夫	2番 澁澤 聖一	4番 星野 和幸	5番 松島 敏男
6番 伊能 良雄	7番 関 けい子	8番 横室 辰雄	9番 坂本 忠
10番 井田 健	11番 平野 豊一	12番 須賀 民雄	13番 阿久津 昌枝
14番 松田 智之	15番 茂木 啓二	16番 栗原 博	17番 奥野 芳男
18番 伊藤 晴夫	20番 狩野 富一	21番 小林 要	22番 石井 真帆美
23番 町田 祐介	24番 猪岡 正一		

・欠席委員（2人）

3番 小堀 清 19番 山口 かず子

・事務局出席者

事務局長 高橋 之彦	局長補佐 井草 依早子	局長補佐 長谷川 浩樹	係長 高山 幸治
副主幹 佐藤 信一	副主幹 望月 優至	副主幹 山田 正史	主事 山崎 佑香
主事 濱上 裕香	嘱託員 川北 美空	嘱託員 富永 嵐太	

・付議事件

- (1) 議案第 9号 農地法の規定による許可申請の取消について（3条）
- (2) 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第11号 農地一時転用許可期限延長願いについて（5条）
- (4) 議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第14号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- (1) 農用地利用集積促進事業奨励金の審査について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明書交付状況について



◇◇◇  
議 長 ◇ (意見、質問等なし)  
ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇  
議 長 ◇ (挙 手)  
全員賛成でありますので、議案第11号農地一時転用許可期限延長願い(5条)については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。次に、議案第12号農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から3番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹 ◇ (説 明)  
以上1番から3番の申請については農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しない為、許可条件のすべてを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。  
◇◇◇  
平野委員 ◇ (意見、質問等)  
11番平野です。1番の申請について農家住宅用地の拡張で589㎡とありますが、元ほどの程度の面積での農家用住宅でしたか。

佐藤副主幹 農地係の佐藤です。元は分筆をして500㎡で申請が出されており、今回の是正の申請により合計1089㎡の農家住宅用地となります。

平野委員 11番平野です。1089㎡という面積は広く感じますが、申請上問題はないのですか。  
佐藤副主幹 農地係の佐藤です。農家用の施設としては、概ね1000㎡を目安としておりますので、その範囲内にあるかと思えます。

議 長 他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇  
議 長 ◇ (挙 手)  
全員賛成でありますので、議案第12号農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から3番を許可とすることに決定いたします。次に、議案第13号農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から18番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹 ◇ (説 明)  
以上1番から17番の申請については農地法第5条第2項不許可の条件に該当しない為、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 なお、整理番号7番、8番、14番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長 ◇ (報 告)  
(坂本委員) ご報告いたします。整理番号5条の7番、売買、露天資材置場・露天駐車場、現地・面接調査案内図は、1ページから7ページです。申請地は、市立桂萱小学校から北東約1200mに位置し、北側、南側は宅地と雑種地、西側、東側は道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は5ページです。面接には申請法人の役員及び申請代理人の行政書士が来られました。申請法人は、グループ企業を統括する会社として、令和4年に設立されました。申請地は申請法人が取得し、傘下の法人が利用します。傘下の法人は、上小出町に本店を構え、五代町の倉庫で建設機械やイベント関連のレンタルを主体とした事業を行っており、従業員は250名、年間の売上額は、116億円ほどとのこと。傘下の法人は事業が好調で、事業拡大に伴う従業員の車や配送車、コンテナが増加し、荷物の積み下ろしに支障をきたしているため、露天駐車場及び露天資材置場を確保したく申請するものです。申請地には、従業員用46台分、3tトラック4台分の駐車場を確保、資材用のラックを300個ほど置くとのこと。土地の造成は、表土を30cmほどカットし、東勾配で碎石敷にし、雨水は自然浸透とのこと。境界の立会いは、2月8日に予定しているとのこと。敷地の6カ所に照明を設置するが周辺の

農地に被害のないように配慮します。出入口は東側に設け、周囲には高さ1.8mのフェンスを設置します。調査班としましては、資材置場、駐車場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから許可相当と判断しました。

続きまして、理番号5条の8番、使用貸借、露天資材置場、現地・面接調査案内図は、8ページから14ページです。申請地は、県立前橋工業高等学校から西約750mに位置し、北側南側、東側は宅地、西側は墓地に囲まれた市街地化が見込まれる第3種農地です。現地案内図は12ページです。面接には申請法人の役員及び申請代理人の行政書士が来られました。申請法人は、東片貝町で運送業を営んでおり、市場等で荷積みをおこない各地へ配送しているとのことです。従業員数13人、保有車は中型トラックから大型トラックを合わせて8台、年間売上1億円とのことです。申請地は市場から近く荷積みの準備に便利のため、役員の所有地を借りて、野菜の運搬集荷作業や出荷場に向けての配送車への積み込み作業用の物流パレットの置場として利用するため申請したとのことです。土地の造成は、現状のまま転圧して使用することです。雨水は自然浸透とのことです。境界の確定は済んでおり、外灯の設置は今後検討することです。出入口は南側に設け、周囲には1mほどの単管バリケード及び1.5mほどのフェンスを設置することです。調査班としましては、資材置場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の14番、賃貸借、店舗、現地・面接調査案内図は、15ページから21ページです。申請地は、上毛電鉄大胡駅から南西約1,150mに位置し、北側西側は農地、南側は宅地と農地、東側は県道藤岡大胡線に面した小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は18ページです。面接には申請法人の社員と設計事務所の社員、申請代理人の行政書士が来られました。申請法人は、東京都に本社を置き、全国展開するコンビニエンスストアチェーンです。年間売上額は約5兆円、店舗数は約21,400店、本県に於いて475店舗を営業しています。県道藤岡大胡線沿いを利用する車両の休憩所としての役割を持つ店舗として最適であると考え申請するもので、2024年6月の開店をめざしているとのことです。店舗の概要ですが、物販店舗のコンビニエンスストアで、床面積が199.80㎡で、来客者用駐車場を33台分確保します。従業員は社員とパートで15名～20名、24時間営業で年間の売り上げ見込み額は、2億3千万円ほど見込んでいるとのことです。賃借の期間は、30年間です。土地の造成は、東に向かって緩やかな傾斜をつけて道路の高さに合わせ整地し、全体的にアスファルト舗装を行うとのことです。排水関係ですが、汚水は浄化槽を設置して処理を行い敷地内で浸透し、雨水については、駐車場に集水桝を設置し、敷地内で集水したのち雨水貯留浸透槽により敷地内で浸透します。また、照明灯は、建物の壁面から駐車場を照らし周囲の農地に影響がないよう設置します。出入口は、東側の県道沿いに2か所設けるとのことです。来客者の安全を考慮し、周囲には擁壁と高さ1.2mのメッシュフェンスを設置します。以上のことから、調査班としましては、コンビニエンスストアの必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから許可相当と判断しました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号18番は3条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から17番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第13号農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番から17番を許可とすることに決定いたします。続いて、先に審議を保留にしました農地法第3条の整理番号10番、農地法第5条の整理番号18番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

◇◇◇  
山崎主事

◇ (説明)

以上10番の申請については農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しない為、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。

望月副主幹

以上18番の申請については農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しない為、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇ (意見、質問等なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第3条の整理番号10番、農地法第5条の整理番号18番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇ (挙手)

議長

全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号10番、農地法第5条の整理番号18番を許可とすることに決定いたします。次に、議案第14号農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について審議に入ります。事務局の説明を求めます。

川北囑託員

◇ (説明)

農用地利用集積計画の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇ (意見・質問等なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第14号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇ (挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第14号農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。次に協議事項(1)農用地利用集積促進事業奨励金の審査について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

濱上主事

◇ (説明)

農用地利用集積促進事業奨励金の審査については以上です。ご協議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇ (意見、質問等なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農用地利用集積促進事業奨励金の審査について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇ (挙手)

議長

全員賛成でありますので、協議事項(1)農用地利用集積促進事業奨励金の審査については、原案を決定いたします。次に、45ページ以降の報告事項ですが、報告事項(1)から(4)までの内容は、

- (1) 法第4条の届出書の受理状況 2件
- (2) 法第5条の届出書の受理状況 29件
- (3) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 8件
- (4) 現況証明の交付について 3件

議長

それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

(午後2時45分閉会)